

奈良県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十七年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字折立一〇一の二、一〇一、一〇三、
一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の
一、三〇八の二、三〇九の一、三一七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字折立一〇一の二、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一
五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一・三
一七（以上の二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) (二) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。)